

都市変容の法地理学

イップ モーリス*

Maurice YIP

Legal Geography of Urban Transformation

1. はじめに

本稿では、法地理学(Legal Geography)が都市の変容を理解する上で有用であることを主張する。

近年、法地理学は、英米圏(1980年代半ば以降)や仏語圏(2000年代半ば以降)の地理学界において、さまざまな空間スケールでの問題についての研究や議論を有益な方向に牽引してきた。しかし、東アジアの地理学界では、日本も含めて、法地理学という学問はまだあまり知られていない。日本で数少ない法地理学の著作は、主に法学者によって書かれている(門脇 2022、吉田 2022)。

筆者にとって法地理学は、特に都市の領域性の問題を探求するのに役立つものである。法地理学は、地理学の研究分野として確立されているだけでなく、都市を含む我々の世界を構成する、法と空間性の相互関係を発見するのに役立つ方法論的ツールや認識論的認識を提供する工具箱でもある。「都市のエッジ空間」という本特集の第3部を構成するパートに貢献する目的のもと、法的空間を理解するための知的空間としてこの研究を概説し、筆者が現在進めているシェアリング・アーバンイズム(Sharing Urbanism)に関する研究との関連で、それを詳しく説明する。

この導入部に続き、第2節では、研究分野としての法地理学を簡単に概観する。第3節では、コロナ禍におけるシェアリングの実践に関わる都市の変化の観察を出発点として、現代の都市の規制とガバナンスに関する空間法的な関係について考察する。第4節は結論となる。

2. 法地理学の簡単な紹介

2.1 法地理学の使命

法は、あらゆる社会のほぼすべての局面で中心的

な役割を果たし、現代世界の社会空間秩序を与えている。法は、文書化された条例、判決、公式な憲法にとどまらず、より広い意味で、空間性の概念、構造、想像力を構成し、それに依拠する一連の実践、規範、言説、知識の様態として理解される。法地理学者は、法と空間性の間の権力関係を調査する。地理学者は長い間、世界を組織する空間の社会的生産を探求することに関心を持ち、そのために多くの概念(領土、国境、スケール、モビリティなど)が創造され発展してきた。また、法地理学者は、これらの概念を用いるだけでなく、「掟・法圏」(nomosphereの仮訳)(Delaney 2011)、「接合」(splicingの仮訳)(Blomley 2003)、「法的景観」(lawscapeの仮訳)(Philippopoulos-Mihalopoulos 2007)など、法と空間性の権力関係によって社会が秩序づけられ規制されていることを説明する概念も開発してきた。これらの概念は、世界中のあらゆる空間スケールで行われた多種多様な実証研究から生み出されたものである。

なぜなら、法の効果はあらゆる場所で、あらゆる空間スケールで見ることができ、法の実践もまた空間性によって促進されたり制限されたりするからである。最近の出版物に見られるように、法地理学者は、戦争犯罪、領土紛争、移民、気候変動などをグローバルスケールで研究する一方で、ホームレス、ジェントリフィケーション、差別処遇、環境保護など、いくつかの例を挙げるだけでも、地域的なスケールでも研究を行っている。法地理学の知的発展は、政治地理学や歴史地理学との近接性もあって、また20世紀後半の批判地理学にそのルーツを遡ることができるため、法地理学の研究は、しばしば暴力に挑戦し、包摂性を実現し、正義を求める一種の批判的・規範的分析を含意しているのである。

2.2 法地理学と都市研究の関連性

都市は、法地理学という学問分野が出現して以来、

* 大阪公立大学 大学院文学研究科 地理学専修 日本学術振興会外国人特別研究員、
ローザンヌ大学 地理学・サステナビリティ研究所 大学院助手

常に法地理学者たちの実験場であった。このことは、1990年代の英文誌『Urban Geography』の各号に法地理学欄が定期的に掲載されていたことから明らかである。当時、法地理学者は主に北米やヨーロッパの都市を実証的な研究対象としていた。例えば、国の法と自治体の法の緊張関係の中での都市の領域構成、都市の場所の法的解釈と分類の方法、さらに財産というレンズを通して、都市の活動と変化などに関心を寄せてきたのである。

ポストコロニアル、ポスト構造主義、人間以上(モア・ザン・ヒューマン more-than-human)といった地理学分野の最新の再編成と並行して、法地理学者は、多元的な意味での法の地理学をより理論化するために、テーマや地理的地域などの経験的な研究範囲を拡大し続けてきた。法地理学者は、法空間における権力関係を追跡するという認識論的な意識に促され、判例、インタビュー、文書館、調査などから収集したデータを用いて観察を行い、しばしば地図作製や地理情報学も利用している。これらの分析は、しばしば、法空間とみなされる都市における生きた経験、感情、実践、感情を文脈化する。

2.3 東アジアの法地理学

法地理学を取り入れることで、日本、そしてより広く東アジアにおける都市の変容を理解することが可能となる。これは、日本語の地理学に法地理学が全く存在しないわけではない。実際、日本の多くの地理学者は、法地理学を明確に認識することなく、暗黙のうちに法地理学を行っている。このことは、領土、地域計画、都市ガバナンスなどのテーマで、日本の地理学者が権利や規制を扱った豊富な研究成果を挙げていることから明らかである。こうした洞察に満ちた論考を法地理学の文献と対話させることは、学术交流や知への貢献のために生産的であると思われる。しかし、その際、少なくとも2つの注意すべき問題がある。

第一に、文脈が重要である。法地理学はその知的発展のため、理論化のためにいまだに欧米の経験に頼っている。その結果、空間や法律についての概念は、地域的に偏ったものとなっている。法地理学者がより多くの場所をローカルな文脈で調査することを求めたとしても、東アジアでそれを行うには、理論を生み出す場所の数を増やす量的拡大戦略だけではなく、知識生産のための対話と交流を可能にする比較研究を可能にする質的拡大を模索することがより重要である。

第二に、第一の点と関連して、言語もまた重要で

ある。例えば、英語圏とフランス語圏のように、言語が法地理学の知識交流の障壁になっていることがままある。これらの言語と東アジアの言語との間で著作物を翻訳する努力が必要かもしれない。法地理学における知識は、世界のいくつかの特定の地域から理論化されたものがほとんどであるため、それらの地域における特定の法制度や制度環境に加えて、法律の言語が、法地理学者がそれらの都市経験をどのように理解し反映するか、ひいては知識生産プロセスに影響を与える。都市研究のトランスレーショナル・ターン(翻訳における転回)は、他の言語での言語的等価性を探すよりも、原語横断的な意味についての対話を重視する方が有用であると提唱している(Zhao 2020)。特に、空間的に帰結する法的な専門性を扱う場合には、慎重な読解と翻訳が必要となる。

例えば、地籍図という形で土地における財産の領域化を読み解き、考察する際には、17世紀のイギリス(Blomley 2019)、19世紀明治時代の日本、20世紀の香港の新界という文脈の違いに気づくことが重要であり、そこには、人々と統治機関との権力関係、財産と所有権の独特の意味(日本語と中国語でこの二つの言葉が存在すると仮定)、地理的環境、さらには今日の都市景観への異なる帰結が存在している。空間配置に影響を与える法的技術は一見似ているが、異なる文脈の過程の中に位置づけられる。言語もまた、法律知識や技術の領域間の流通に影響を与えた。場所を超えたこれらのプロセスの歴史的・地理的關係をたどる際に、東アジアの経験を含めることは、都市の変容の法的地理学に対する理解を進めるのに役立つ。

3. 法的安定性の原則と不確実な都市変化

3.1 シェアリング・アーバニズム

筆者が現在行っている研究は、コワーキングスペース(Coworking Space)の台頭という現象を利用して、シェアリングのレトリックと実践がどのように、そしてなぜ都市の財産関係を再編しているかを検証し、筆者がシェアリング・アーバニズムと呼ぶものが地域計画や都市の未来に対して持つ意味を探っている。

コワーキングスペースはシェアリング・ワークスペースと呼ばれるが、これは同じスペースにいるコワーキング・コミュニティのメンバー(すなわち、コワーカー)がオフィス用品や情報、知識、さまざま

まなりソースをシェアリングするためである。コワーキングはフレキシブルなワークプラクティスとして語られることが多く、その起源には不安定なリモートワーカーやフリーランスワーカーが孤独を感じないようにするための社会的ニーズがあり、2000年代にはコワーキングスペースが他の空間の設定から発展して、これらのワーカーに対応するようになったと見ることができる（宇田2013も参照された）。政府、コワーキングスペースの提供者、コワーキングムーブメントの人々は、しばしばコワーキングスペースを「シェアリング」の空間として、あるいは「都市のコモンズ」と関連づけながら、歓迎調に語っている。

筆者にとって、この現象は法地理学の問題として浮上する。なぜなら、この現象は、一般的なシェアリングのレトリックと並んで、財産や領土の関係の変容と関連した都市の変化の傾向を表しているからである。最近、世界中の多くの都市で、シェアリングのレトリックは、コワーキング、共同住宅、自転車シェアリングなど、生産、消費、移動の側面における様々な取り組みに見られる。これらの取り組みをシェアリングと銘打つことで、対象が無条件でコミュニティによって共通に利用されているという言説的な印象を与える。しかし、これらの取り組みを財産というレンズを通して見てみると、これらのオフィススペースや住宅、自転車が決してシェアリング財産ではないことにはすぐに気がつく。それらはすべてサービス提供者が所有する私有財産であり、これらの人、物、空間は依然として資本主義都市の中に位置しているのである。しかし、これらの私有財産は、もはや利用者によって直接所有されたり、長期間にわたって安定的に借りられたりするのではなく、ある種の賃貸契約に基づいて、フォーマルかインフォーマルかを問わず、限られた、あるいは分単位で数えられる非常に短い期間、人々の間で排他的に「シェアリング」されるようになったのである。筆者は、このようなシェアリングのレトリックと実践を支える、都市の計画と変容のパフォーマティブな実践を、「シェアリング・アーバニズム」と呼んでいる。

3.2 法的安定性の原則

現代の法制度では、英米法と大陸法のいずれにおいても、法的安定性 (Legal Certainty) は法の支配を保護する中心原則の一つとして広く受け入れられてきた。この原則自体は理解するのは簡単である。法律は、法律の適用を受ける者(国家や個人を含む)が

法的結果を予測するために、法律が確実である限り、自らの行為を規制できるように、十分に正確かつ明確でなければならない、というものである。この原則は、立法と法律の解釈・実施の両方に影響する。

3.3 香港での観察

香港での筆者のフィールドワークから、コロナ禍によって、法律では許可も禁止もされていない、都市空間の不正・違法な利用が露呈したことが観察された。この観察を、香港の2つのシェアリングスペース、すなわちコワーキングスペースとパーティールーム (Party Room) について詳しく説明する。

3.3.1 コワーキングスペース：類似の場所に対する異なる分類による一貫性のない規制

香港では、コロナ禍に対処するために在宅勤務は決して強制的な措置ではなかったにもかかわらず、2020年にコロナ禍が悪化し続けたため、多くの民間企業が従業員に在宅勤務を義務づけることを決定した。しかし、在宅勤務や遠隔学習が広く普及する中、香港の小さな自宅空間は、家族と一緒に仕事や勉強をするのに適しているとは考えられなかった。小売業や飲食業がまだほとんど営業していた当初は、一部の労働者は喫茶店など別の場所を探した。その後、コロナ禍の悪化により、政府が飲食店の営業を停止する緊急法を施行した結果、これらの人々は喫茶店で働くことができなくなったのである。

コワーキングスペースは、これらの労働者の行き先となった。あるコワーキングスペースを運営するコミュニティ・アソシエイトによると、在宅勤務対策でコワーキングスペースにアクセスするための1日パスの需要が増えたという。同じ会社の人たちが一緒にコワーキングスペースに行き、コミュニティ・アソシエイトがその人たちの本来のオフィスでの働き方と同じように、一緒に座れるようにアレンジしてくれることもあったそうだ。公衆衛生上のリスクを管理するという観点からは、オフィスからコワーキングスペースに職場が変わったにもかかわらず、コワーキングスペースで通勤し一緒に仕事をするというこの行動は、明らかに在宅勤務対策の意図に反している。

政府の規制は何度も変わっていたが、コワーキングスペースは混乱していた規制の対象外であった。コワーキングスペースを選んだホワイトカラーによると、飲食店での食事は禁止されているため、コワーキングスペースでは持ち帰り料理と一緒に食べてい

たそうだ²⁾。パンデミック封じ込めに関しても、不思議なことに、コーヒーハウスから、無料でコーヒーが飲めるコワーキングスペースに人々が移動しただけだという。どちらも同じような機能を持つ場所であるが、法律上の分類が異なるため、矛盾した規制が行われているのである。

3.3.2 パーティールーム：あいまいな定義と複数の解釈

日本ではここ数年、パーティールームが普及し始めた。しかし、香港では、2000年代後半に登場したパーティールームは、ほとんどが旧工業地域のビルの中にあり、以前は工場が使用していた空いた構内空間を利用している。パーティールームの運営会社は、基本的な家具やボードゲーム、ゲーム機などの設備を提供し、利用者は数時間単位で友人とパーティールームを利用するのが一般的である。

パーティールームは、営業許可や工業用建物の借地制限、土地利用のゾーニングなどの規制を完全に遵守していないため、ほとんどが法律のグレーゾーンの中で運営されている。しかし、政府は長年、こうした場所を規制しようとはしてこなかった。パーティールームの経営者たちは、正式かつ合法的に事業を運営できるよう、政府に規制を求めてきたが、官僚はこの問題を取り上げようとしなかったという³⁾。このような業者が政府と話し合いを求めたとき、さまざまな部署が法律からランダムに条例を引用して、その質問に対処したふりをしただけだった。

しかし、パーティールームはパンデミックの初期に脚光を浴びた。2020年1月にパーティールームで起きた「火鍋家族」事件⁴⁾は、コロナ禍の第一波の一因となり、パーティールームに注目が集まりました。そこで政府は、カラオケやバー、こうしたパーティールームを含むすべての娯楽施設を閉鎖しようと考えた。政府は、緊急事態法の中で、これらの場所のリストを作った。カラオケ、フィットネスセンター、パブなどはすべて免許制で、法律でさまざまな条例が定められているので、これらは法的に認知された場所であり、施行者はこれらの条例に従って規制することができた。しかし、法律にはパーティールームの定義がなかったため、政府は初めて法律で「社交の場を提供するために維持され、または維持されることを意図する施設(通称パーティールーム)」という定義を作ったのである。

コロナ禍の状況が落ち着いてくると、政府は制限を緩和し始めた。一時期、政府はパーティールーム

の収容人数を会場の最大収容人数の75%までと制限した。これは、警察とパーティールームの運営者の双方に難しい問題を生じさせた。パーティールームの提供者は、最大収容人数をどうやって測ればいいのかわからなかったのである。他の免許された場所では、政府が許容収容人数について規制している。例えば、カラオケの場合、火災安全性などを考慮した上で、政府が定員を指定する。しかしパーティールームの場合は、あくまでも警察の裁量で定員が決められていた。

しかも、パーティールームの定義があいまいである。実は、警察では、ボートやヨットの取締りにおいて、これらのボートやヨットも人が借りて親睦会を開いていると解釈し、パーティールームの定義を適用していたのである。これでは、一般の人は理解できないと思ったかもしれない。

3.4 理論的考察：空間的・法的な複雑性の展開

この2つの事例から、都市空間の空間的・法的な複雑さを認識することができました。法的に安定・確実であることは理想であるが、都市の現実においてそれを実現することは必ずしも容易ではない。都市空間を支配する法律は、法的安定性の原則が期待するほど十分に正確ではなく、法律の更新が都市の急速かつ創造的な変化より速くできないため、さらに正確にすることも困難である。都市空間は不確定要素で満たされている。シェアリング・アーバニズムの出現をはじめ、世界の不確実性に伴い、都市空間は様々な柔軟で創造的、かつ予期せぬ方法で流用され、利用されてきた。

白黒の、一見厳格な法律が、時に法的には定義できない、カテゴライズできない、認識できないこれらの空間に遭遇したとき、それは都市ガバナンスの課題となる。法律は、都市空間をどちらかという固定的で安定したものと想定してきた。例えば、土地利用のゾーニングでは、住宅、商業、工業など、固定された特定の種類の空間しか存在しない。そのため、新しい空間が出現した場合、法律はすぐに対応できず、法律と都市空間の性質の両方を再解釈するのに時間がかかっていた。Kreiczer-Levy (2019) は、財産法は長い間、財産の利用と安定性の間の関係を意味しており、財産利用における柔軟で不安定なアクセスの増加によって特徴付けられるシェアリングエコノミーは、財産法に盾突く形になっていると論じている。また、財産の新たな利用を踏まえ、Kreiczer-Levyは、もはや一貫した理想を提供しない厳格で伝統的なカテゴリーではなく、法は現実に対

処し、常識では理解しがたい関係を再評価すべきであると提案している。

シェアリング・アーバニズムへの注目を単に規制の問題や抜け道として考えるのではなく、実はこれらの事例をもとに空間・法的な関係性を考察することができる。法律は必ずしも制限的な規制ではなく、物事を前向きに進める場合もある。Thorpe (2020)は、世界的な「パーキングデイ」:車のための道路空間を、人のための空間に変えてしまおうという運動に関する著書で、法は解釈の問題であると論じている。異なる解釈が不均一で不安定な形で混ざり合い、社会生活を構成する。単に何かの規範的理想に合わせて法を作るのではなく、法はある種の解釈に立脚していなければならない。曖昧な法は空間的な変化を促進することができる。

なぜなら、法律は、私たちの都市生活を構成するために、都市空間の利用に異なる方法で介入する異なる社会的アクターによる多重かつ複数の解釈に対して開かれているからである。人々は常に、都市空間を創造的に変容させる何らかの戦術を持っており、法律は決して十分に正確ではありえない。緊急事態と危機の時代には、この曖昧さの問題を進歩的で想像力に富んだ方法で考えることが生産的となりうる。潜在的に、社会から疎外された集団も、社会的包摂のために彼らの空間的条件を変えるために、曖昧な法律を利用することができる。

4. おわりに

本論文の目的は、世界を構成する法と空間性の権力関係を調査する法地理学が、都市についてより深く知るためにどのように役立つかを示すことである。東アジアの都市は、法地理学における知識生産の実験場となる可能性があり、文脈や言語を超えた比較都市研究を可能にする。一例として、都市空間の変化がしばしば不確実、柔軟、偶発的と特徴づけられる東アジアのシェアリング・アーバニズムを観察しながら、法的安定性の原則を問い直すことによって、都市空間をガバナンスする法の固有の特性として曖昧性を考察している。とはいえ、この論文は、筆者の予備的な分析と考察を示したに過ぎない。東アジアにおける法地理学の研究アジェンダやより具体的な方法論は、まだ構築されていない。

謝辞

本稿の研究は、ローザンヌ大学地理・サステナビリティ研究所からのフィールドワーク研究助成金、ローザンヌ大学研究専門委員会からの研究交流助成金(課題番号:MD-0032)、日本学術振興会の外国人特別研究員(戦略的プログラム)(課題番号:GR22110)の資金援助を受けて完成させた。本稿の執筆は、大阪公立大学の山崎孝史教授のホストのもと、達成できた。この稿は、ローザンヌ大学のJean Ruegg教授の指導のもと、シェアリング・アーバニズムに関する筆者の準備中の学位論文の一部になる予定である。また一部の資料は、イタリアのトリノで開催されたシンポジウムGeographies of Law (2021年12月)、及びポルトガルのリスボンで開催されたGlobal Meeting on Law & Society (2022年7月)でRuegg教授と共同発表したものである。水内俊雄教授とコロナトウスキ・ヘラルド博士は原稿の言葉遣いを改善しましたが、文責は筆者にあることを申し添えます。

注

- 1) 2021年10月21日取材訪問。
- 2) 2021年9月14日取材訪問。
- 3) 2021年9月27日取材訪問。
- 4) 2020年1月26日に九龍・観塘のパーティールームで家族の集まりで火鍋を囲んで食事をした19人のうち11人が新型コロナウイルスに感染した。火鍋は香港料理の一種。同じ鍋を囲み、スプーンや箸などの食器も共有することが多い。

参考文献

- 宇田忠司 2013. コワーキングの概念規定と理論的展望. 経済学研究 63(1): 115-125.
- 門脇邦夫 2022. 国際法学におけるプラトンの地理哲学の意義と可能性—国際法学研究への地理哲学導入の基礎—. 現代社会研究 19: 39-46.
- 吉田邦彦 2022. 居住福祉・環境・所有上の差別の批判的考察: 先住民族・居住マイノリティと「批判的法地理学」の比較法. 住宅会議 116: 39-44.
- Blomley, N. 2003. From 'what?' to 'so what?': law and geography in retrospect. In J. Holder & C. Harrison (eds). *Law and geography* (pp. 17-34). Oxford University Press.
- Blomley, N. 2019. The territorialization of property in land: space, power and practice. *Territory, Politics, Governance* 7(2): 233-

249.

- Delaney, D. 2011. *The spatial, the legal and the pragmatics of world-making: nomospheric investigations*. Routledge.
- Kreiczer-Levy, S. 2019. *Destabilized property: property law in the sharing economy*. Oxford University Press.
- Philippopoulos-Mihalopoulos, A. (Ed.) 2007. *Law and the city*. Routledge.
- Thorpe, A. 2020. *Owning the street: the everyday life of property*. MIT Press.
- Zhao, Y. 2020. Jiehebu or suburb? Towards a translational turn in urban studies. *Cambridge Journal of Regions, Economy and Society* 13(3): 527-542.